

## 枕詞と地名の始原

——主として『風土記』について——

駒 木 敏

(1)

枕詞は長い間、もっぱら和歌史の側の固有の課題として、その修辭法という観点から論じられてきた。その一方で、發生論的な立場からは、これを神の呪言と捉え、靈力のこもった諺からの分化と想定する折口学説<sup>(1)</sup>を展開しながら、その始原性に迫ろうとする試みがなされてきた。その際に、神託(託宣)、諺、歌語、和歌などの枕詞表現を含む言語伝承のジャンルの範疇を基軸として、その通時相が論じられるのが一般的傾向であったとしてよいであろう。しかしながら、それら種々の言語伝承に共有される枕詞のありようは、それらの共時的位相において考察することによって明らかになってくる側面もあるのではなからうか。

まず論を進める前提として、枕詞研究がすでに明らかにしている

枕詞と地名の始原

ことなかから、次の三点を特に整理しておきたい。枕詞の表現法のありようとして、

(1) 被枕詞からの分類によると、(A)固有名詞、(B)普通名詞、(C)用言に冠するものに分けられるが、(A)の固有名詞(地名・神名)に冠する形が枕詞の始原的位相と考えられること。

(2) 枕詞と被枕詞の関係を語法的にみた場合、両者は独立語(句)の連合ともいえる関係で表出され、通常の文法的な接統関係では把握できない語法を有すること。

(3) 枕詞は被枕詞の賛辭、稱辭としての意味を担っていること。などである。以上のような特徴を統一的に説明するところに、枕詞の表現性が見定められなければならない。土橋学説において、このような枕詞の表現性は、枕詞が和歌の修辭法となる以前の「前論理性・融即性」<sup>(2)</sup>に基づくものとされた。

また最近西郷信綱氏は、両者の特殊な連合関係について、「意味と音とが恣意的に融合し一体化する不思議な機能」は「文学以前の口承的言語の産み落とした形式であり、独自の語法」であると論じられた。<sup>(3)</sup>従来枕詞論では「意義」と「音」とを分けることによつて枕詞と被枕詞の関係が論じられてきたのであるが、始原的言語において意義と音とは未分化で混然としたものであったと考えるとき、西郷論の指摘もまた枕詞の始原性にとって重要な提起であった。

このような枕詞の始原性にかかわる分析を承けて、本稿では、融即性に基づく呪的称辞とする把握を展開させて、神の側からの方位性を有する神話的現前性にかかわるのが枕詞の始原的位相ではないかとの試論を、地名と枕詞のありようを中心に考察し提起したい。

## (2)

周知のように風土記テキストにおいて、地名は起源伝承をもつてのべられることが多い。かつて井出至氏が論じられたように、地名起源伝承の主体は神か「尊貴の人物」かに収束され、その名前・行為・言葉(発言)とかかわつて地名の由来、命名が画定されるのである。<sup>(4)</sup>そしてその主体は、出雲国風土記ではほぼ出雲固有の神々であり、常陸国風土記、豊後国風土記では天皇であり、播磨国風土記においては両様相半ばしているなど、それぞれの編集を規定する、

伝承の特定の場と役割にかかわる「生の座」による差異のみられることもある。そのような差異をもちながら、風土記の地名起源伝承におお通底するのは、地名の命名が聖なる位格の存在や発言によつて保証されるとする論理である。しかしながら、それらの地名起源伝承を無媒介に枕詞のありようと結合することはできない。われわれは、伝承史的方法<sup>(5)</sup>によつて、風土記を多様な伝承を複合的、重層的に織りなしたテキストとみとめる。それは、特定の生の座に基づき、内在的枠組みたる様式によつて構築された伝承構成体であり、編集句によつて繋げながら、その内部に多様な伝承をとりこんでいる。従つて、伝承のより古い層を認定するには、風土記テキストが取りこんでいる多様な素材や伝承断片の重層性を、その編集され成文化された表現の分析を通して選りわけける作業が前提となるからである。

風土記の地名起源伝承の重層性は、その表現形式の上から探ることができる。枕詞論でしばしば問題とされる「風俗諺」「風俗説」を手掛りに考えよう。風俗諺の形で地名に関する枕詞を記述するのは常陸国風土記の方法であるが、そこに地名と枕詞の関係の一つのありようが示されている。当国風土記によると、「常陸」の国号起源と新治、筑波、行方、茨城、香島、多珂の各郡名の起源にかかわつて、「風俗諺」、「風俗説」の表記がとられている。その一つを示

せば、次のようである。

古老のいへらく、筑波の縣は、古、紀の国と謂ひき。美万貴の天皇のみ世、采女の臣の友属、筑篁命を紀の国の国造に遣はしき。時に、筑篁命いひしく、「身が名をば国に着けて、後の代に流伝へしめむと欲ふ」といひて、即ち、本の號を改めて、更に筑波と称ふといへり。風俗の説に握飯筑波の国といふ。(常陸国風土記、筑波郡の条)

ここには「筑波」の地名にかかわる二つの伝承が併記されている。

「古老のいへらく……といへり」と「風俗の説に……といふ」という二つの編集句で括られるものである。ツクハノミコトがその名によって筑波と命名したと「握飯筑波の国」の風俗説は直接的には關係を有していない。本行において筑波の命名の由来をのべ、さらに筑波の地名が特定の諺として伝承されていることを「握飯筑波の国」としてあげているのであって、「風俗の説に」以下が割注形式で示される記述形式の相違もこのことを裏づけている。そのような重層性は、割注形式で表記される他の郡の場合にも共通している。

風俗の諺に、白遠ふ新治の国といふ。

風俗の諺に、水泳る茨城の国といふ。

風俗の諺に、立雨零る行方の国といふ。

風俗の諺に、霰零る香島の国といふ。

風俗の説に、薦枕多珂の国といふ。

この割注に対する本行では、新治の国造の祖比奈良珠命が「一井を治りし」ことよつて(新治郡)、「大臣の族黒坂命が「茨藤を穴の内に施れ」て山の佐伯・野の佐伯を討つたことよつて(茨城郡)、倭武の天皇が「四方を望みまして」「此の地の名を行細の国と稱ふべし」と発言したことよつて(行方郡)、香島の天の大神の座すことよつて(香島郡)、国造建御狭日命が「地体を歴験<sup>めぐりみ</sup>て、峯險<sup>まか</sup>しく岳崇<sup>やまたけ</sup>しと為し」たことよつて(多珂郡)、それぞれの郡名が名づけられたとする伝承が記され、それらは風俗諺とは論理的には直結しない。

右のような風俗諺は、すでに指摘があるように「伝言即ち古語<sup>(6)</sup>」としての位相を有する伝承的詞章であると考えられる。二句対の反復をもつて構成される律語的要素を内在させるところの、「風俗」語(土着語)による固定的詞章が、風俗諺と呼ばれるものであったとしてよい。地名の呼称に際して固定的に伝承されてきた諺としての枕詞表現の位相を、ここに認めることができる。さらにそれらは、地名を讚称的に呼びおこす意味性において共通している。「握飯筑波の国」の場合ニギリイヒツク(固執する、附着する)の懸詞的契機によつて地名ツクハと結合し、握飯が「神供の飯<sup>(7)</sup>」であることから筑波のクニを讚称的に現前する機能を有しているのである。

実のところ、これらの枕詞の意義はなお未詳のものが多く。「白遠ふ」については「志良登保布 小新田山」(万14・三四三六)の例から、双方に共通するニヒ(新)との関連がいわれているが不明であり、「立雨零」についても、俄雨の雨足が同方向に並んでいる意からナメ(並)と関連するとか、タチサメとナメカタの類音によるとする説などがあるが、やはり不明とすべきである。しかし他方で、「霰零」は「阿羅礼布縷 杵島が嶽」(風土記19)ともあって、霰の降る音のカシマシ(それと類音のキシマ)が意識されているとみてよい。そして霰の降ることは、呪的な意味を有していると考えることが出来るから、「霰零る」は香島のクニを讚称的に現前せしめる枕詞とみなしうる。「薦枕」もそれが高いことからタカ(多珂)と懸詞的に結合し、かつ、それが神事におけるもの、ないしは神の枕であることからすれば、その讚称的機能は明らかである。<sup>11)</sup>

このように、風俗諺として記述される常陸国風土記の地名の呼称法は、讚称的に祭祀共同体としてのクニを現前する伝承詞章であったとしてよいであろう。

ただし、国号起源に関する風俗諺の場合は、唯一割注形式をとらない。そこでは、(イ)「直通の義を取りて、名称と為せり」、(ロ)「或るひと」の説として、倭武天皇が新たに掘らせた井に「御手を洗ひたまひしに、御衣の袖、泉に垂りて沾ちぬ。便ち、袖を漬す義によ

りて、此の国の名と為せり」、(ハ)「風俗の諺に、筑波岳に黒雲挂り、衣袖漬の国といふは是なり」、の三つの由来が併記されている。(イ)と(ロ)とは本文の論理からして次元の異なるものであることは明瞭である。記述者(編集者)は倭武天皇の事跡としての袖を泉に「垂りて沾ちぬ」と、風俗諺としての「筑波岳に黒雲挂り、衣袖漬の国」を同質のものとして認定したのである。 「風俗の諺に……といふは是なり」は、(ロ)の倭武天皇にかかわる起源伝承を承けているのであり、この風俗諺が割注形式をとっていないのはそこに理由があるであろう。ところが、「御衣の袖、泉に垂りぬ沾ちぬ。便ち、袖を漬す義によりて……」の間にはヒヂ(ヒツの連用形)・ヒタスの相違によって示される落差があるし、井水に袖をヒツことと「筑波岳に黒雲挂り」(黒雲がかかり雨が降ってきて)衣袖をヒタスことの間にも、説明の方法としてはずれがあるといわねばならない。記述形式の上では整序されているようにみえて、この場合も、風俗諺と倭武天皇を主体とする起源伝承との間には伝承の重層性がみとめられると思うのである。

先の「立雨零る 行方の国」や次の事例などによると、雨が降ることをもって地名の称辞とすることは、枕詞の一つのありようだったと推定される。

天の下造らしし大神の命、天の御飯田の御倉を造り給はむ処を

寛ぎ巡行り給ひき。その時、「波夜佐雨 久多美の山」と詔り給ひき。故、忽美といふ。(出雲国風土記、楯縫郡玖潭郷の条)これについては、「にわか雨が物をぬらし物を腐らせる意で、クタミ(腐タミ)」と結合する<sup>12)</sup>とする説もあるが、「降りくる雨、すなわち水に恵まれた土地であること」(クタミは降・水とみる)<sup>13)</sup>から久多美の地を称えた、と解することができる。「衣袖漬の国」の風俗諺もそのような枕詞であり、その命名が倭武天皇の事蹟として解釈され直すときに、井水に衣をヒタスという説明がなされたと考えることが出来る。常陸国風土記の風俗諺にかかわって併記される地名起源伝承の主体は、倭武天皇が国造かに統一されている。風俗諺としての枕詞が各国の祭祀共同体の生の座によるものであるとすれば、この編集の生の座が、古代天皇制の側のそれであることは、いうまでもあるまい。風土記を単なる地誌とみてすますことはできない。それはまさしく「倭国における四方の志」<sup>14)</sup>として企図されたものであり、クニの命名は古代天皇制の側から国々の体系を組みこみ秩序化することであった。風土記編纂の直接的契機である統紀和銅六年の宣命の一項たる、「好字」をもって地名を記せとの枠組みも、固有の来歴を有する地名の捉え直しにかかわっている。和語としての地名を漢字二字で表記し直すことは大きな転換であり、地名における言と事ことの固有の關係の切斷を促すものですらあったといえる。に

もかわらずその中には、国々の視座に基づく地名伝承があったこともみとめられねばならない。枕詞表現としての地名の諺に、そのような位相をみる事ができるのである。従って風土記の風俗諺としての地名伝承を、

謂ゆる枕詞は地名を解釈した意味性を持っているわけだが、その解釈主体のことは、支配服従過程を展開していた当時のヤマト朝廷のことばであろう。<sup>15)</sup>

として一元化することは当然でない。近藤信義氏は、地名に冠する枕詞を右のごとく位置づけ、「一つは説話的に語られる意味性、一つは地名そのものの音を解釈する意味性から連想を起し発想されている」と述べ、風俗諺を後者に属するとされた。しかし、風俗諺が音韻のみの契機で成り立つものでないことは述べたとおりであり、その他の地名起源伝承(「説話的に語られる意味性」)の場合にも、音韻的契機が働いていることについては指摘されている。むしろ、音韻と意味との未分化なありようにおいてクニを現前せしめる風俗諺のような方法を、起源説明として一義化し論理化するところに、風土記の地名起源伝承の位相をみるべきである。それは神の側からの混沌とした始原の言語を、日常的分析的言語として転換することだといってもよい。枕詞表現に諺が地名の解釈としての意味性を持ちつつ多様に伝承されてゆくといわれることの内実は、それが固有の

土地と切り離されて、新たな視座から捉え直されることであったというべきである。

(3)

風俗諺と呼称される枕詞表現は伝承的、固定的詞章であることを考えてきたが、そのような位相は、枕詞を含む伝承を「古語」と捉えることの中に、より明確になるであろう。伊勢国風土記逸文によれば、その国号の起源は天日別命の「平治」として伝えられる。

カムヤマトイハレヒコの征討に従った天日別は、国つ神伊勢津彦の神と談判しこれを平定するが、その時伊勢津彦は服従の証として「吾は今夜を以ちて八風を起して海水を吹き、波浪に乗りて東に入らむ」と言つて、「大風四もに起りて波瀾を扇擧げ、光耀きて日の如く、陸も海も共に朗かに、遂に波に乗りて」東に去る。その後以下が続く。

古語に、神風の伊勢の国、常世の浪寄する国と云へるは、蓋しくは此れこれを謂ふなり。

この場合も国号の起源は、天皇に「復命」した天日別に対して天皇が「国は宜しく国神の名を取りて、伊勢と號けよ」とされているのであるから、「古語」は地名起源の論理とは直接はかかわらない。

「古語」は伊勢津彦の隠れる状況を説明するために挿入句的に引用

されているのであって、風俗諺と同じ位相にあることがわかる。伊勢津彦の属性をもって称辭的に伊勢の国を表出する古語は、祭祀共同体の始原を保証するものであろう。

右の古語は、次に掲げる並行伝承を有する。

時に天照大神、倭姫命に誨へて曰はく、「是の神風の伊勢の国は、常世の浪の重浪の帰する国なり。傍国の可怜し国なり。是の国に居らむと欲ふ。」とのたまふ。(垂仁紀、二十五年三月)天照大神が倭姫にその鎮座地を教示する神託である。「神風の……可怜し国なり」の部分は、「常世の浪の重浪の」「傍国の可怜し国」などの律調性や反復性が顕著である。これらによってみれば、伊勢の国を表出する伝承的詞章としての古語の存在が確認されてよい。岡田精司氏は、右の神託を含む垂仁紀の一連の神宮の鎮座起源伝承について、

神宮起源の一連の物語は『日本書紀』の他の記事とは著しく異なっており、実際の神宮鎮座の記録や記憶にもとづいて年代だけずらせて記載したというようなものではない。神宮に奉仕する巫女たちが託宣の形で語った鎮座の由来譚が、そのまま取り入れられたものではないかと考えられる。<sup>103</sup>

といわれている。右の「古語」の基層性を証する指摘といえる。つまり、風土記のものは国つ神伊勢津彦の側から、書紀は至高神天照

大神の側からと、それぞれの視座は異なるものの、両者は伊勢の国を称える古語として同位相に属する伝承であったということである。しかも重要なのは、

神風の伊勢の国 常世の浪の(重浪の)寄する国

のように、A B・A Bの対称法の様式を有していることである。伊勢津彦の頭れようとして風土記が伝えるように、「神風」と「常世の浪」とは同一であり、「伊勢の国」と「波寄する国」とは同一である。常世という神のコスモスと伊勢という地上のコスモスが、風と浪によって相同的に表出されるのが、この古語の意味である。

地名の讚称性が神話的現前性をはらむと考えられるのは、右のような伝承に典型的にみとめうるありようを指してのことである。枕詞が呪的讚称性を有するといわれることも、それが神のコスモスに属する、あるいは神のコスモスと地上のコスモスとを繋ぐ言語によって構成されている点をみのがしてはなるまい。枕詞が「神語」(神託)といわれるものうちに表れることも、そのような言語の方位性に関連してのことに相違ない。

神功即位前紀によれば、皇后みずから神懸りして發言する「神語」は、ほとんど枕詞表現の反復による構成をとっている。

神風の伊勢の国の、百伝ふ度逢縣の、折鈴五十鈴宮に所居す神、名は撞賢木蔽之御魂、天疎向津媛命

枕詞と地名の始原

このように、地名や神名が枕詞をもって称えられ、二句対の律調で表出されるところに神託の特徴がある。その意味では、「神の意志は自然現象で示され」る非日常的言語であり、「音数律と繰返し」という構成が神のことばの標であったとする古橋信孝氏の指摘にはみるべきものがある。しかしなおそれだけでは不十分であって、枕詞表現の神語、古語としての特徴は、二つのコスモスを相間化する方位性を持ち、様式的に構成されることを不可欠としているといえるのではあるまいか。枕詞のそのような様式性に関わるありようを解くために、次に播磨国風土記のオケ(於奚)・ヲケ(袁奚)の二王子の伝承の「詠辞」を検討してみたい。

(志深の村の首) 伊等尾が新室の宴に困りて、二たりのみ子等に燭さしめ、仍りて詠辞を挙げしめき。爾に、兄弟各相譲り、乃ち弟立ちて詠めたまひき。其の辞にいへらく、

(イ) たらちし 吉備の鉄の 狹整持ち

田打つ如す 手拍て子等

吾は舞ひせむ

又詠めたまひき。其の辞にいへらく、

(ロ) 淡海は 水滄る国

倭は 青垣

青垣の 山投に坐しし

市辺の天皇が 御足末 奴僕らま

(播磨国風土記、美囊郡志深里の条)

この「詠辞」によって二王子の出自が明らかとなり、記紀によれば仁賢(オケ)・顕宗(ヲケ)の即位が実現するのであるが、風土記においても、「詠辞」は明らかにヲケノミコトの聖性の顕現(書紀によれば「名を顕し貴を著さむこと」)を担っている。それはヲケみずからの名告りの形式をとってはいるが、神の名告りとしての神託と同様に捉えてよい。まず「詠辞」の発せられる生の座が、「新室の宴」であることに注目したい。「新室」については諸注が新築の祝宴と理解してきたが、木村徳国氏は、並行伝承たる書紀に十一月とあること、同じく書紀の「室寿」の詞が新穀で醸した酒を称えていることなどから、収穫祭(新嘗)であることを主張されている。顯宗即位前紀には、二王子を発見する山部連の先祖、伊子来日部小楯(風土記では山部連少楯)が「赤石郡にして、親ら新嘗の供物を辨まふ」ために西下したともあるのであって、動かない見解であろう。とすれば、新嘗における籠りを通して二王子の聖性顕現を担う詞章として、「詠辞」は配置されているのである。いま、(d)についてみると、地名への讃詞が反復されることが聖性顕理の名告りにとつて重要であったことが知られる。それは、「淡海は 水淳る国 倭は青垣」の△A△B△の断定表現によって二つの地名を称え、二つを

対称的に配置する様式性によって担われる。「ミツタマル 依網の池」(記47、紀36重出)の枕詞もあるように、「淡海は 水淳る国」の断定表現は、「水淳る 淡海の国」と置換することが可能な語法であろう。もう一方の「倭は青垣 青垣の倭……」の反復表現の存在が、そのような把握の恣意的でないことを裏づける。これもヤマト△青垣、青垣△ヤマトというのに等しく、従つて「青垣の倭」と表出される場合の「青垣の」は枕詞的表現といつてよいのである。

とはいえ、淡海と大和を並べて讃称し現前することがどのような意味をもつてであろうか。少なくとも表現された詞章の範囲では読みとりがたいのであるが、近江はその地蚊屋野で謀殺された父、市辺之忍齒王のことに関係していよう。大和はいまでもなく、ヲケノミコが天皇として神の系譜に位置づけられるべき場所である。従つて、近江と大和を讃えることは、父の系譜につながり、その貴き位格を顕現することになるのである。右の名告りは、地名を讃称的に現前しうる位格が神としての位相にあることを示している。三浦佑之氏は、これらに「名告りの△謡△」という概念を与えて、「対による韻律性という謡の呪性と、様式化された国讃め詞章として伝承されていることもつ呪性とが」この△謡△を保証していると考えられる。(d)に限つていえば、その対称法の様式をみとめたうえで、ほぼ従つてよい見解であろう。ここにおいても、その口承的律言的詞

章の構成において、枕詞の表現性と地名を讃称する機能とが密接にかかわっているといえるのである。

枕詞がクニの現前性を二句対の律調によって表出し、いわば最少単位の古語性を担っている様相は、出雲国風土記のいわゆる国引き詞章などにもみとめられる。それは明確な様式性によって構成され、「一定の音律をもった呪的な唱えごと」であり、その中心部分、旧辞的な部分<sup>22</sup>に枕詞が集中しているのである。歌謡として表出される次の例などにも、古語たる枕詞表現を核とした様式的構成をみとめることができる。

そらみつ 大和の国は

神からか ありがほしき

国からか ありがほしき

ありがほしき 国は

あきつ島 大和(琴歌譜13)

「正月元日、余美歌」とされる宮廷の儀礼歌謡である。宮廷の視座から構成された国讚め歌謡であるが、ここでも「そらみつ 大和」「あきつ島 大和」の枕詞表現が反復されることによって配置され、大和を現前し称えるウタとして構成されている。「神からか ありがほしき 国からか ありがほしき」は説明的に増殖された讚称辞の反復であるが、「神」と「国」とが並称されるところにも注目す

べきである。次節で扱うように、クニ(土地)を称えることと神を称えることは、表現として同相であったとみなすことができるからである。

ともあれ、枕詞表現や枕詞の配置によって構成される詞章が、「諺」「神語」「詠辞」「歌」と呼称されながら、律言性と様式性をもって伝承されることのうちに、「古語」性は通底しているとみとめられる。いわば枕詞は、「古語」の極少単位として、重層的に織りなされ続ける構成体としての伝承の中にとりこまれながら、クニの聖性を現前する働きを一貫して担っていたといえるのである。

#### (4)

地名にかかわる枕詞が「古語」としての伝承性を有し、神のコスモスと地上のコスモスを相動的に表出することをもってクニを現前化するのではないかと考えてきたが、古層の枕詞が地名のみならず神名に冠せられるものにもみとめられるとすれば、次には枕詞にとって地名と神名とがどのように関係するのかが問題にしなければならぬ。

枕詞が「神語」(神託)にその発生基盤を置くことについては、折口説、土橋説において指摘されているが、桜井満氏はこれを展開し、神名の称辞としての枕詞にその元型性を求めようとした。そ

して「神の讚へ名」としての枕詞の讚称性と「文学意識の萌芽と共に、修辞上の語句としての道をたどる」枕詞の差異を強調されたことも、両者の説の発展として重要であった。本稿はいま枕詞の起源に説き及ぶ用意はもたない。しかし、地名に冠する枕詞が一つの国の始原を神話的に現前させるとするならば、それは神を讀えることとそれほどの距離をもたないのではあるまいか。

出雲国風土記によって、枕詞表現において神名と地名が同質性を示していると思われる例を掲げてみよう。

- (イ) 大草の郷 郡家の南西のかた二里一百廿歩なり。須佐乎命の御子、青幡佐久佐日古命坐す。故、大草といふ。(出雲国風土記、意宇郡)

- (ロ) 漆沼の郷 郡家の正東五里二百七十歩なり。神魂命の御子、天津栞比佐可美高日子命の御名を、又、薦枕志都沼値といひき。此の神、郷の中に坐す。故、志刀沼といふ。神龜三年、字を漆沼と改む。(同、出雲郡)

- (ハ) 波多の郷 郡家の西南のかた一十九里なり。波多都美命の天降りましし處なり。故、波多といふ。(同、飯石郡)

これらは一見、常陸国風土記の筑波郡の起源伝承に「ツクハノミコト」の名をとって「ツクハ」と命名した(前掲)とするような形式と差異がないかのようにみえる。出雲国風土記においては固有の神

々が地名の起源、命名とかかわって語られる視座があるから、ツクハノミコトの位置に神名が置かれているにすぎないのではないかとみえるかも知れない。しかしそうみるべきではなく、もっと根本的な差異がみとめられると考える。

(イ)は、「青幡佐久佐日古命」が座すゆえに「大草」の地名が命名されたとしているが、サクサヒコとオホクサの対応にはずれがあるといわねばならない。サクサは同じ風土記の意宇郡の社名記の条に「佐久佐の社」とあって、式内社、佐久佐神社に対応しているし、松江市大草町、佐草町はその遺称地と考えられる。とすれば、元来サクサであった地名が好字二字の嘉字思想によって「大草と嘉称したもの」とみとめてよい。サクサヒコの神名は、地名と同一であったことになる。サクサヒコに冠する「青幡」は枕詞であり、

- 青旗乃 木幡(万2・一四八)  
青旗乃 葛城山(同4・五〇九)  
青幡之 忍坂の山(同13・三三三二)

のように、万葉集にも用例をみる。この枕詞は、「青旗を青々と木々の繁ることの比喩として」<sup>24)</sup>各々の地名に冠せられたとするよりも、「ハタスキ 穂に出し吾」(神功紀)や「川上は木の穂刺しかふ」(出雲国風土記、仁多郡)などの草木の把握に通ずる。繁茂し咲き出づる草木の穂に神の示現の様相を相同的に表出したものと解する

べきである。そして万葉集の右に掲げた例に比すまでもなく、サクサヒコへの枕詞「青幡」は、サクサの地名へのそれでもありうるはずである。

(ロ)の「薦枕 志都沼値」の場合も、「天津枳比佐可美高日子」の別名たるシツヌチと地名シツヌの同一性は明らかである。シツヌチをシツヌリチ(霊)とみるべきことは、同郡の来嶋郷の条に「伎自麻都美命坐す。故、支自眞といふ」とあるキジマリツヒミ(霊)と同様の語構成をとることによっても証左される。その神名は、この神がカムムスビの御子として系譜化された次元のものと思われるアマツキヒサカミタカヒコの名よりは、よりシツヌの祭祀共同体の生の座に近いところからの命名であったとして間違いないであろう。「此の神、郷の中に坐す」といわれることも、それを示しているはずである。

このように地名の命名の論理の一つとして、神名との同一性、あるいは未分化性においてなされることがあったと考えられる。そのような論理を直接的に記述するのが(ハ)のような事例であり、それは風土記の地名起源の一つの表現形式として定位している。

このことは、地名と神名とを分離して捉えることの不当性を証しているとはいえないだろうか。始原的位相においての神は、固有のクニニ祭祀共同体を離れては存在しえなかつたのである。

神が本源的に隠れた存在であるらしいとの指摘はあったが、阪倉篤義氏はより積極的に、カミの語源としてのクム・クマの語を想定することから、カミ(カム)は「籠り隠れたるもの」であると論じられた<sup>20)</sup>。神に名を与えることは、そのような籠り隠れる不可視の存在を可視化し顕在化することに他ならない。そして異なるコスモスに属する不可視のカミと相同的に結ばれることによって、地上的存在は意味をもちえた。古層の枕詞がほぼ地名と神名に関するものとしてあるという現象は、枕詞の表現性を以上のような位相のなかに位置づけることによって理解できると思うのである。

地名は単なる符牒ではなく、国の存立、祭祀共同体の存立を保証する神語であった。そこに地名が枕詞によって讚称的に縁どられる必然性があったといえよう。確かに、多くの枕詞がいわゆる天体現象・自然現象として捉えられるものをもって構成されているのは事実である。しかし、それらを人事に対応する自然と位置づけてしまうことからは、枕詞の始原性はみえてこないといわなければならない。枕詞が神事にかかわる語をもって構成されることがあるのも事実である。しかしそれらの場合も、呪物として指摘するのにとどまらず、二つのコスモスを繋ぐものとして捉えるときに、枕詞の始原的位相を担う表現性として位置づけることができるのである。

地名(クニの名辞)が以上のような位相を有していたがゆえに、

風土記テクストはそれを古代天皇制の論理によって、その「時間」と「空間」のなかに位置づけようと企図したのである。そのようななかにおいて、なお「古語」としての枕詞表現の位相が確かめうることを、地名に関する枕詞の分析は示している。和歌史に引きつがれる枕詞の方法は、風土記編集の時期を溯ること早く、すでに論理的あるいは描写的表現性のもとに、歌の修辭法としての転換をとげている。右にみたような枕詞表現の位相を保持している点は、クニと地名に偏執する風土記テクストの固有の属性の一つであったといつてよいであらう。

## 注

- (1) 折口信夫「日本文学の発生序説」(『折口信夫全集』第七巻)。
- (2) 土橋寛『古代歌謡論』第九章。
- (3) 西郷信綱「枕詞の詩学」(『文学』昭和六〇年二月)。
- (4) 井出至「風土記地名説話と地名」(『日本文学研究資料叢書 日本神話』)。
- (5) 廣川勝美『ものがたり研究序説 伝承史的方法論』。
- (6)(7) 注(2)に同じ。
- (8) 秋本吉郎、日本古典大系『風土記』頭注。なお、「立雨零」は通常タチサメフリと訓まれているが、本稿では枕詞の語法(注(2)の前掲書)に従って、タチサメフルの終止形で訓むことにする。
- (9) 吉野裕、東洋文庫『風土記』。
- (10) 加藤正明「杵島曲成立考」(『国語と国文学』昭和四六年六月)。
- (11) 注(2)に同じ。

- (12) 『時代別国語大辞典 上代篇』。
- (13) 秋本吉徳「風土記研究の地平—文学的研究の視点から—」(『日本文学』昭和五六年一〇月)。
- (14) 上田正昭「風土記の世界」(同氏編『風土記』)。
- (15)(16) 近藤信義「枕詞の発生」(シリーズ古代の文学『文学の誕生』)。
- (17) 上森鉄也「風土記地名説話の類音の基準について」(『美夫君志』第三〇号、昭和六〇年三月)。
- (18) 岡田精司「伊勢神宮の成立と古代王権」(萩原龍夫編『伊勢信仰』)。
- (19) 古橋信孝『万葉集を読みなおす』四二頁。
- (20) 木村徳国『古代建築のイメージ』第二章。なお、上井久義「風土記と民俗学—『播磨風土記』を中心として—」(注(4)の前掲書)、高橋六二「宮造る神々」(『野州国文学』二二号、昭和五三年)にも同様の発言がある。
- (21) 三浦佑之「古代文学における伝承と様式—『火焼き少子』の説話と歌謡から—」(『日本文学』昭和六〇年四月)。
- (22) 注(5)に同じ、第五章。
- (23)(24) 桜井満「枕詞と神名と」(『国学院雑誌』昭和三三年九月)。
- (25) 注(8)に同じ。
- (26) 注(12)に同じ。
- (27) 阪倉篤義「語源」(講座日本語の語彙『語彙原論』)。